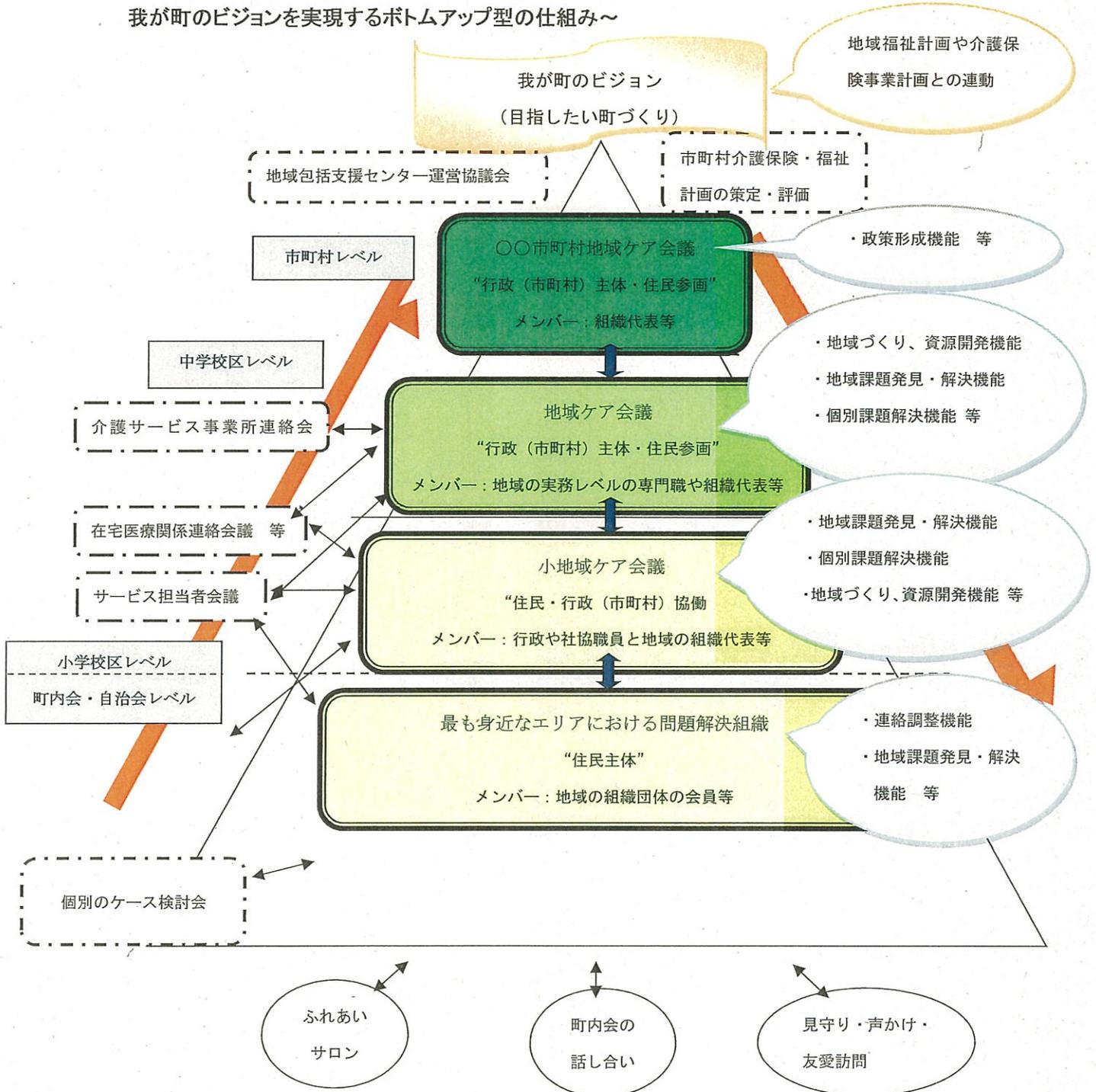


(参考資料-4)

「各圏域により実施する地域ケア会議と地域ケア会議間の関係」イメージ図

～住民の気づきや発見、個別の課題を地域課題に変換し、政策形成につなげ、
我が町のビジョンを実現するボトムアップ型の仕組み～



※市町村等は、地域の実情（地域資源等）に応じて、生活圏域の設定や会議の機能等、有機的な相互関連が実現できるよう、地域ケア会議やその他会議等を組み合わせた体制をつくるのが重要です。

※必ずしも、地域ケア会議という名称を用いる必要はありません。

地域ケア会議等推進のための手引き～市町村・地域包括支援センターの視点から～（H25.3）より

PT・OT・STバンク資料

「山梨県PT・OT・STバンク」実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、市町村の介護予防の促進を図るため県が設置する「山梨県PT・OT・STバンク」(以下「バンク」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2 バンクは、市町村の介護予防の促進に協力を申し出た医療機関及び医療機関に常時勤務しない山梨県理学療法士会・山梨県作業療法士会・山梨県言語聴覚士会(以下「PT・OT・ST士会」という。)の会員を登録し、協力を求める市町村とのマッチングを図ることを目的とする。

(PT・OT・STの業務内容)

第3 理学療法士(以下「PT」という。)、作業療法士(以下「OT」という。)、言語聴覚士(以下「ST」という。)の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 介護予防事業への指導・助言

但し、診療報酬、介護報酬に算定されるものを除く。

ア 通所型・訪問型の介護予防事業への指導・助言

イ 在宅の高齢者に対し、自立支援への指導・助言

(2) 地域ケア会議等での助言

ア 市町村が開催する地域ケア会議、小地域ケア会議等での助言

イ 事例検討会での助言

(3) その他、介護予防の推進に資する事業への助言

但し、診療報酬、介護報酬に算定されるものを除く。

(登録の要件)

第4 バンクに登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) PT・OT・STが勤務する県内の医療機関

(2) PT・OT・ST士会のいずれかに属する会員。但し、医療機関において常時勤務をしていない者

(登録の方法)

第5 バンクへの登録方法は、次のとおりとする。

(1) PT・OT・STが勤務する県内の医療機関の登録

県は、毎年度、県内の医療機関に次の事項を照会し、協力を申し出た医療機関を登録する。

- ・医療機関名
- ・医療機関住所
- ・バンク窓口担当者名
- ・連絡先電話番号

- ・派遣可能職種及び派遣可能回数
- ・その他必要な事項

(2) PT・OT・ST士会のいずれかに属する会員の登録

PT・OT・ST士会は、毎年度、県の指定する期日までに、次の事項を掲載した名簿を作成のうえ県へ報告し、県はバンクへ登録する。なお、PT・OT・ST士会は、名簿を変更した場合は、その都度、県に報告する。

- ・住所
- ・氏名
- ・連絡先電話番号
- ・派遣可能回数
- ・その他必要な事項

2 県は、前項の登録が、登録要件に該当しないと判明したとき又は該当しなくなったときは、登録を削除することができる。

(登録情報の提供)

第6 県は、毎年度、バンクの登録状況を市町村及びバンクに登録した医療機関に提供する。

(業務契約の締結)

第7 業務契約の締結等は、次のとおりとする。

(1) PT・OT・STが勤務する県内の医療機関の場合

ア 市町村は、医療機関と業務内容、派遣日数及び費用負担などを調整し、別に県が示す契約の内容を踏まえ契約を締結する。

(2) PT・OT・ST士会のいずれかに属する会員の場合

ア 市町村は、希望する派遣職種、日時等を県に連絡する。

イ 県は、必要に応じてPT・OT・ST士会と調整し、派遣可能者を当該市町村へ連絡する。

ウ 市町村は、派遣可能者と業務内容、派遣日数及び費用負担などを調整し、別に県が示す契約の内容を踏まえ契約を締結する。

2 市町村は契約を締結したときは、県に報告する。

(研修会等の開催)

第8 県は、バンクの効果的な運用を図るため、必要に応じ、PT・OT・STに対する介護予防専門研修会及び関係機関との連絡会を開催する。

(使用の制限)

第9 県、市町村及び医療機関は、登録情報を他の目的に使用してはならない。但し、当該登録者の承諾を得たときは、この限りではない。

(その他)

第10 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、平成25年1月9日から施行する。

平成25年3月29日 一部改正

(別紙)

PT・OT・STバンク契約に係る留意事項

- 1 交通費については、各市町村の旅費規定に基づき別途支給すること。
- 2 業務に関して発生した事故等に対して、その責任と負担を表示すること。

【参考】

○市町村がバンクを希望したい時は、当面長寿社会課が窓口になりますので、長寿社会課認知症・地域支援担当に連絡をください。一連の情報や内容を含め説明します。

(直) 055-223-1450

○このバンクは、単価などの取り決めはありません。市町村と医療機関等で条件等を取り決めます。

○医療機関と契約などが決まりましたら、必ず長寿社会課まで連絡をお願いします。

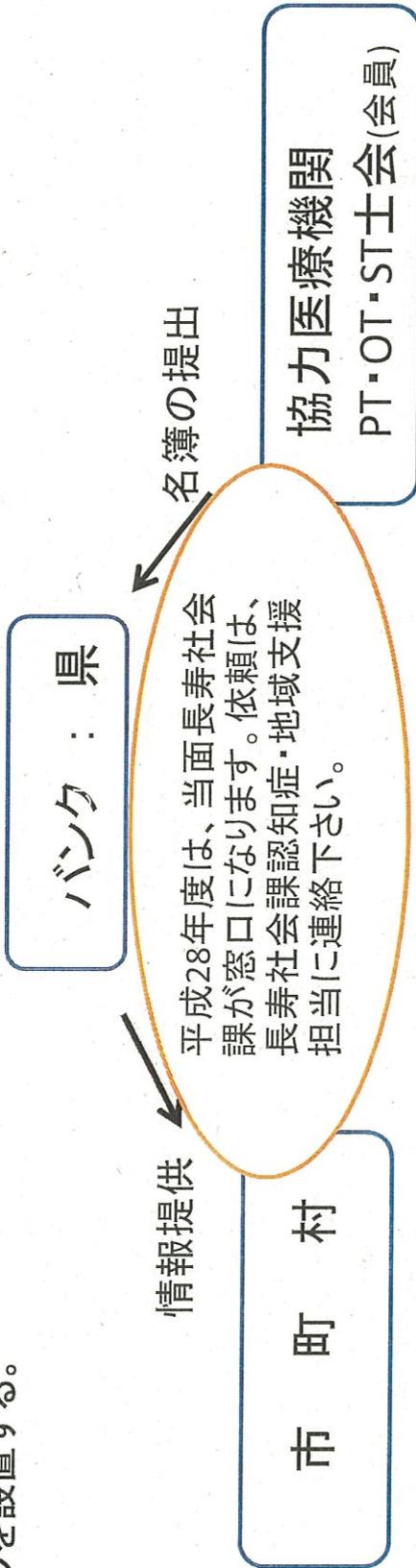
- ・この事業は、市町村が従来から進めている専門職の活用について、その関係を妨げるものではありません。
- ・不明な点は長寿社会課認知症・地域支援担当まで、連絡をお願いします。

(直) 055-223-1450

PT・OT・STバンクの設置

PT・OT・STバンクの目的

市町村の介護予防の促進を図るため、PT・OT・STの持つ専門的知識や技術を活かした介護予防等の企画立案や実施、また、地域ケア会議や事例検討会等における助言などが行えるよう、病院等に勤務する専門職を市町村での活用促進を支援するバンクを設置する。



専門職の業務内容

1. 介護予防への指導
 - ① 通所型・訪問型の介護予防事業
 - ② 在宅の高齢者に対する、自立支援への指導・助言
 2. 地域ケア会議等への助言
 - ① 市町村が開催する地域ケア会議、小地域ケア会議等の助言
 - ② 事例検討会等の助言
 3. その他
 - ① 介護予防の推進に資する事業
- ※なお、診療や介護(報酬算定されるもの)を除く。

バンクの流れ

1. バンクの設置

県は、県内の医療機関に協力を求め、名簿を作成
(病院名・住所・連絡先・担当窓口・職種・回数)
各PT・OT・ST士会は、在宅の協力者等名簿を作成
(氏名・住所・連絡先・回数)
2. 市町村は、バンクを活用する場合は、県を通じて依頼する。
(派遣職種、派遣回数、派遣日・時間、派遣単価等)

体力測定の実例

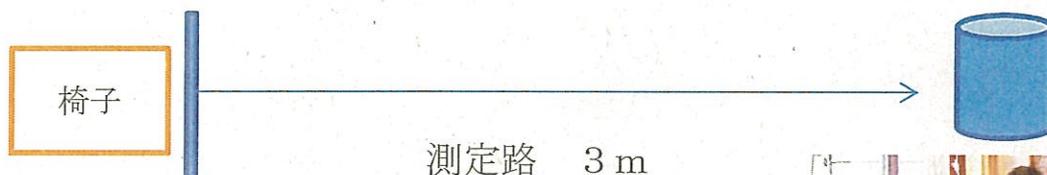
【開眼片足立ち】

- 両手を腰に当て、被験者のタイミングで床から足が離れた時から計測する。但し、腰に当てて出来ない場合は、その旨、評価用紙に記載する。
- 次の状態になるまで測定する。
 - ・足を上げた足が、着地するまでの時間を計る。
 - ・測定時間は、最大 60 秒。
 - ・測定は、左右行う。
- 検者は転倒に注意し、支える位置に立つ。
- 被験者が、片足は上げられない場合は、無理に検査は行わず、その旨用紙に記載する。



【TUG】(タイムアップ&ゴー)

- 図のように測定路を設け、椅子に着席するまでの時間を計測する。
 - ・右回り、左回りは自由とする。
 - ・杖や歩行器を使用した場合は、その旨用紙に記載する。
 - ・検者は被験者と一緒に歩き、転倒予防に努める。



【立ち上がり】

- 30 秒で何回立ち上がりができるか計測する。
 - ・座った状態から開始する。
 - ・立位はしっかり体を起こす。
 - ・手の位置は、軽く反側の肩に手を当てた状態を基本とする。
 - ・椅子の座面に座った数をカウントする。
- 杖、歩行器、膝に手を当てるなど、基本の状態でない場合は、その様子を用紙に記載する。被験者は、椅子を押さえ転倒を予防する。



※この他に、基本チェックリストを活用し、現在の生活状態を確認し合っている。

体力測定

歳

お名前:

	平成 年 月 日				
①開眼片足立ち 最大60秒まで	右足立ち 秒・不可 左足立ち 秒・不可				
②TUG3m	秒	秒	秒	秒	秒
③立ち上がり30秒	杖・歩行器・介助 回	杖・歩行器・介助 回	杖・歩行器・介助 回	杖・歩行器・介助 回	杖・歩行器・介助 回
④感想 測定、生活の変化 相談したいこと等	支え：膝・杖・他()				
⑤体の痛み(ある・ない) 例) 右膝が痛い					
⑥3か月後の目標 例) 階段が楽にのぼれるようになる 例) 散歩が楽にできる					
⑦自分の健康状態をどう感じていますか?	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない				

山梨県地域リハビリテーション活動支援事業手引書
検討会委員

山梨県理学療法士会 笠井斗志夫氏

山梨県密着アドバイザー

山梨県作業療法士会 久保田好正氏

山梨県言語聴覚士会 赤池三紀子氏

事務局 山梨県福祉保健部長寿社会課